会　　　　　議　　　　　録

|  |  |
| --- | --- |
| 会議の名称 | 令和７年第１回藤井寺市国民健康保険運営協議会 |
| 開催日時 | 令和７年２月１３日（木曜日）午後２時００分から午後２時５８分まで |
| 開催場所 | 藤井寺市役所　会議室８０１ |
| 出席者 | （運営協議会委員）（敬称略・順不同）豊山宗洋、前原由幸、菰田ゆかり、爲貞修子、白川親、南方良仁、福田浩史　　武村稔、松島三恵子、藤井麻利子、中辻宏樹、赤阪朋彦、三宅俊昭（欠席）三宅一弘　　（事務局）市長　岡田一樹、副市長　小林宏行、健康福祉部長　村本匡成、保険年金課長　福田博章、同課課長代理　田仲孝次、同課課長代理　濱口紀子、同課国民健康保険担当チーフ　吉川光太朗 |
| 会議の議題 | １．令和７年度国民健康保険制度について　　　　　　　　　　　　　２．令和５年度国民健康保険特別会計決算について　　　　　 |
| 会議録の作成方法 | 全文記録 |
| 記録内容の確認方法 | 会議の議長及び署名委員の確認を得ている |
| 公開・非公開の別 | 公開 |
| 傍聴者数 | 1人 |
| その他の必要事項 |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　午後２時００分　開会

〇福田　保険年金課長

皆さんこんにちは。本日はご多忙の中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

私は保険年金課長の福田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

三宅一弘委員が、まだ来られていないですが、ただいまから藤井寺市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

議事の前に、本日の資料の確認をさせていただきたいと存じます。

初めに事前にお送りをさせていただいております、本日のレジュメ、資料といたしまして、表紙に「藤井寺市国民健康保険運営協議会資料」とありますＡ４横、表紙を含め３枚のもので、これが資料１になります。

資料２として「令和５年度国民健康保険特別会計決算について」とあります、表紙がＡ４横の４枚のもの、また本日お手元には、委員名簿と座席表をお配りさせていただいております。

本日の資料は以上でございます。

皆様お手元にございますでしょうか？お揃いでない方は恐れ入りますが挙手をお願いいたします。

本日の会議は、委員定数14名中、現在13名の委員のご出席をいただいております。

藤井寺市国民健康保険運営協議会規則第7条に規定されている定足数である委員数の2分の1以上のご出席をいただいておりますので、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。

なお、本日の出席者でございますが、前回の運営協議会以降、委員の皆様、並びに事務局職員に異動がございませんため、各自お手元の出席者名簿および座席表でご確認いただき、ご紹介に代えさせていただきたいと存じます。

なお先ほど申し上げましたように、三宅一弘委員におかれましては、現在到着されておりませんのでその旨報告をさせていただきます。

続きまして、本協議会の会議は、藤井寺市審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、原則公開となっております。

本日の傍聴でございますが、1名の方から傍聴の申し出があり、既に入室していただいておりますのでご報告いたします。

それでは豊山会長、会議の進行をよろしくお願いいたします。

〇豊山　会長

皆さん、改めましてこんにちは、会長の豊山でございます。

本日お集まりの皆様方には、公私何かとご多忙中にも関わりませずご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日の案件は、既に皆様方にお知らせさせていただいておりますとおり、報告事項として、「令和7年度国民健康保険制度について」「令和5年度国民健康保険特別会計決算について」の2件でございます。

皆様方には、会議の進行につきましてよろしくお願いいたします。

では初めに開会にあたりまして、岡田市長よりご挨拶をお受けします。

〇岡田　市長

改めまして皆さんこんにちは。市長の岡田でございます。本日は、委員の皆様におかれましては何かとご多忙の中、また大変お寒い中にも関わりませず、藤井寺市国民健康保険運営協議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。また平素より本市の国民健康保険事業の運営をはじめ、市政の推進に対しましても多大なるご尽力を頂戴しておりますこと厚く御礼を申し上げる次第でございます。

さて、平成30年度にスタートいたしました国民健康保険の広域化は実施から7年目を迎えておりまして、大阪府においては負担の公平化の観点から令和6年度から保険料率をはじめとした府内の統一基準による国保運営が実施をされているところでございます。また、昨年の12月からは、従来の健康保険証の新規発行が廃止されまして、マイナンバーカードの保険証利用を基本とする仕組みに移行するなど、この1年は大変大きな変革の年であったと考えております。国民健康保険においては、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行、また社会保険の適用拡大の影響によりまして、国保の加入者数が大きく減少している一方で、医療技術の高度化などによりまして、1人当たりの医療費は増加傾向が続いているなど、国民健康保険を取り巻く環境は厳しい部分もございます。

国民皆保険を支える国保制度が、安定的で持続可能なものとして運営されますように大阪府との連携を密にしつつ、被保険者の方々の疾病予防や健康増進に向けた取り組みをさらに進めていくことが重要であるというふうに考えておるところでございます。

本日の会議は、先ほどご案内のありました案件についてでございますが、どうか忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞ本日はよろしくお願いいたします。

〇豊山　会長

ありがとうございました。それでは次に、本日の会議録署名人の選出をさせていただきたいと存じます。これは藤井寺市国民健康保険運営協議会規則第11条第2項の規定により、会議録の署名は議長のほか、議長が指名する2名により行うということになっておりますが、私より指名ということでご異議はございませんか。

〇委員

（異議なし）

〇豊山　会長

異議なしとの事でございますので、本日の署名人は中辻委員と爲貞委員にお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。

報告事項の1点目、「令和7年度国民健康保険制度について」事務局より説明をお願いいたします。

〇吉川　チーフ

保険年金課吉川でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは資料１について説明させていただきます。令和7年度国民健康保険制度についてでございます。初めに令和7年度の国民健康保険料の料率でございます。

大阪府では、大阪府国民健康保険運営方針でさまざまな基準を統一していく方針を決め、保険料率につきましても、令和6年度より大阪府内の全市町村で統一の保険料率となっております。大阪府では1月初旬に大阪府統一の標準保険料率を算定されており、藤井寺市保険料率は大阪府が算定しました大阪府統一の保険料率となっております。

令和7年度は、所得割で医療分が9.30%、後期分が3.02%、介護分が2.56%、均等割で医療分が3万4424円、後期分が1万1034円、介護分が1万8784円、平等割で医療分が3万3574円、後期分が1万761円となっております。

中段に書いております6年度と比較して一番下の比較の欄を見ていただきますと、所得割の医療分で0.26%の減、後期分で0.10%の減、介護分で0.08%の減、均等割の医療分で616円の減、後期分で133円の減、介護分で605円の減、平等割の医療分で1229円の減、後期分が330円の減ということで、全ての区分で減額となっております。

先ほど統一保険料の話が出ましたが、統一保険料となって以降、全ての区分で減額となったのは初めてのこととなり、7年度は被保険者の方の負担も少しは軽減されるものでございます。

なお、減額の要因といたしましては、府の分析によりますと、保険給付費の減額が最も大きく影響しているということで、これまで被保険者の減少が続く中、増加傾向を示していた1人当たりの保険給付費が令和5年度の後半以降増加する傾向が鈍化してきており、そのような直近の保険給付費の傾向を踏まえた結果、令和7年度の医療分保険料は減額となっております。また、これまで継続的に取り組みを行ってきた保険料抑制のための財源の確保策も保険料の引き下げに繋がった要因となっているものでございます。

保険料率については以上でございます。

続きまして2ページをお願いいたします。

保険料の賦課限度額についてでございます。表をご覧いただきますと、6年度の本市基準の賦課限度額が、医療分で65万円、後期分で22万円、介護分で17万円のところ、7年度は後期分を24万円に2万円引き上げるものでございます。

なお国基準では来年度は医療分を66万円に、後期分を26万円に改正する政令が令和7年2月7日に公布されております。しかしながら、大阪府において標準保険料率を算定された時点では、改正政令が公布されておりませんでしたので、大阪府は現行の国基準で保険料率を算定しております。

そのことから、大阪府統一基準の賦課限度額は1年遅れで国基準に引き上げることになっております。

続いて、保険料の軽減判定所得基準の見直しでございます。

こちらの軽減判定所得基準の見直しにつきましては、令和7年度の税制改正大綱に盛り込まれておりまして、令和7年2月7日付で、改正政令が公布されております。

国民健康保険料は、世帯の所得が軽減判定所得以下の場合、均等割と平等割の保険料が軽減される制度がございまして、それぞれ7割軽減、5割軽減、2割軽減の3種類ございます。そのうち7割軽減の基準は、従来通り変更ございませんけれども、5割軽減の基準額については、被保険者数に乗ずる金額を、現行の29万5000円から30万5000円に、2割軽減の基準額については54万5000円から56万円に引き上げるというものでございます。

この制度の見直しにつきましては、物価の上昇の影響で軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないように経済の動向等を踏まえて見直すという慣例がございます。

令和3年度4年度につきましては新型コロナの影響により見送りとなっておりましたが、今回は昨年に引き続いての見直しとなっているものでございます。

続きまして4ページをお願いいたします。

上段、人間ドック費用助成の見直しでございます。

こちらは令和7年4月1日を施行予定としておりまして、人間ドックを受診された方の負担を軽減し、積極的に人間ドックを受診していただくことで、ご自身の健康維持、健康作りに繋がるよう、助成を行っているものでございます。

従来、受診費用のうち、消費税を除いた額の半額を助成、2万5000円を上限としておりましたが、改正後は受診に要した費用のうち消費税を除く7割分を助成、3万円を上限に引き上げる見直しを行うものでございます。

これによって、被保険者の方が人間ドックを受診しやすくなり、被保険者の疾病の予防や早期発見により保険給付費の削減に繋がることが期待されるものでございます。

人間ドックの費用助成につきましては、大阪府国民健康保険運営方針において、府内の全市町村で取り組むこととされておりますが、助成金額につきましては各市町村で設定が可能となっており、今回上限額を3万円に引き上げることで、府内でも手厚い水準になるものでございます。

続きましてその下、高額療養費制度における自己負担限度額の見直しについてでございます。こちらの見直しは、令和7年から令和9年にかけて段階的に実施される予定となっております。この制度につきましては、医療費の自己負担額が高額になったときに、自己負担限度額を超えた分について、高額療養費として支給される制度となっております。

この制度について、全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築の観点から、負担能力に応じた負担を求める仕組みに見直しを行い、「自己負担上限額の引き上げ」「所得区分の細分化」「70歳以上の外来特例についての見直しの検討」などの改正案が検討されているところでございます。こちらの見直しにつきましては、社会保障審議会医療保険部会において審議されており、予算編成過程で決定することとされており、現在開会中の国会で審議中となっております。

施行日が令和7年8月以降で、関係政令の公布を受けての対応となるものですが、この制度につきましては、最近のニュースで報道されておりますように、政府方針を再考するというような情報もございましたように、確定したものではない旨を申し添えいたします。

高額療養費制度につきましては以上でございます。

資料1につきましては以上となります。

〇豊山　会長

説明が終わりました。

皆様からご質問等はございませんか。

〇赤阪　委員

1ページですけれども、先ほど保険料率が全ての項目にわたって減になったという報告をいただきまして、要因の一つ目に1人当たりの保険給付費が下がったというお話ですけれども、具体的に例えばですね、前期高齢者がどんどんその団塊の世代の皆さん、後期高齢者に移行しており、2022年から23年24年と雪崩のように移っていったことで、結局被保険者であった人たちの中で一番医療費を受けていた人たちが、今まで以上の勢いで抜けていったことで、結果的に1人当たりの医療費が下がった、ということではないでしょうか。

〇福田　保険年金課長

ご指摘の点ですけれども、今までの経過を申し上げますと、保険給付費の総額に関しましては赤阪委員のおっしゃる通りでございまして、被保険者数、特に団塊の世代が75歳以上の後期高齢者医療制度の方にどんどん移行されていますので、被保険者数は、減少傾向が続いております。それに伴いまして、給付費の総額に関しては、縮小傾向が続いている状況でございます。

一方、ご説明させていただいている1人当たりの医療給付費に関しましては、保険給付の総額は減少しているのですけれども、被保険者数1人当たりに直して医療費を計算いたしますと、ずっと上昇傾向が続いております。これに関しては医療の高度化であったり、高額薬剤が収載されたりという影響によるものであると考えられます。この状況の中、1人当たりの保険給付費の部分が増えてはいますけれども、今までのような増加傾向ではなく、鈍化傾向を示している状況となっております。これに関しても、大阪府の方で分析の方はされたようですけれども、特段これといった要因は見つからないというところで、何か被保険者の方に行動変容が起こったのか、コロナ禍の場合は受診抑制とか明らかにこれっていう要因はわかったのですが、そういう要因というのは現状では見当たらないという分析ですけれども、医療給付費の金額の推移を見るとそういう傾向が明らかに出ているというところで、7年度の保険料の推計をされておられる状況でございます。

〇赤阪　委員

先ほどのご説明で1人当たりの保険給付費が下がったのは下がってるわけですか。

〇福田　保険年金課長

伸びが鈍化傾向を示しているということで、保険給付費が下がったわけではなく、給付費の増加率が減少したということで、ほぼ横ばいというご説明が大阪府からされております。

〇赤阪　委員

あともう一つ、要因の2、もう一度ご説明いただきたいのですがよろしいでしょうか。大きく二つの要因があって、マイナスとなった要因の二つ目をお願いします。

〇吉川　チーフ

大阪府が保険料抑制の政策として、財政調整事業という事業を行っています。

〇福田　保険年金課長

この財政調整事業の内容としましては、大阪府の特別会計と、府内各市町村の特別会計がございますが、各特別会計の収支の状況をみますと、各市町村の特別会計の方は黒字傾向をずっと示しておりまして、その代わりに大阪府の特別会計の方はかなり厳しい財政状況となっております。この要因を分析したところ、大阪府から市町村の取り組みに対して、インセンティブ部分など色々な財源がくるわけなのですけれども、その財源の部分がどうも黒字の要因であるというところがございます。広域化後、今回統一保険料率は下がるのですけれども、それまではずっと上昇傾向が続いているというような状況もございましたので、市町村の余剰財源になっている黒字の部分をうまく活用して、保険料の抑制ができないかという取組です。今までの大阪府からのインセンティブなど財源の一部を、大阪府の特別会計の方に財源を残して、その分で大阪府全体の保険料の引き下げをするという取り組みを令和6年度から始めております。また大阪府の特別会計の方に余剰金があればその分を抑制に使うのですけれど、これらの取り組みによって、保険料率を少しでも下げていこうと進めておりますので、保険給付費の増加の鈍化傾向以外にも保険料を抑制する要因になっているということでございます。

〇豊山　会長

他にございませんか。

無いようでございますので、次の案件に移らせていただきます。

報告事項の2点目、令和5年度国民健康保険特別会計決算について事務局より説明をお願いします。

〇田仲　保険年金課長代理

それでは、令和5年度国民健康保険特別会計決算について申し上げます。

お手元の資料につきましては、資料2をお願いいたします。

資料2の1ページをお願いいたします。はじめに、この令和5年度国民健康保険特別会計決算につきましては、昨年10月の市議会決算特別委員会での審査を経まして、11月29日に市議会本議会において、ご承認をいただいているものでございます。

表につきましては、左側に歳入を、右側には歳出および収支について記載をしております。また額につきましては収入額、支出額ともに千円単位で記載させていただいております。

はじめに、歳入合計につきまして、予算現額は76億7241万8000円、収入額は75億515万4000円でございます。

続きまして、歳出合計につきましては、予算現額は76億7241万8000円、支出額は69億2751万1000円でございます。

収支差引額は5億7764万3000円の黒字でございました。

なお、単年度の収支は、7969万7000円の赤字となっておりますが、基金積立金を除いた実質単年度収支では、2030万3000円の黒字となっております。

2ページをお願いいたします。2ページから6ページまでの表につきましては、1ページの各項目の明細でございまして、2ページ3ページまでが歳入、4ページから6ページまでが歳出の明細になっております。数字は円単位で記載しております。

表の一番左の項目「款・項・目」のうち、一番左に数字がございます「款」ごとにご説明申し上げます。

それでは、はじめに歳出からご説明申し上げます。恐れ入りますが4ページをお願いいたします。

款1　総務費について、でございます。

表の右から2番目の項目でございます、支出済額が1億4672万2433円で、この主な経費は、国民健康保険事務に従事しました職員の人件費や国民健康保険業務を行うための電算業務などにかかる事務経費、国民健康保険団体連合会への負担金、国民健康保険運営協議会の経費などでございます。

続きまして、款2　保険給付費の支出済額は45億3050万3834円で、これは被保険者の皆様の疾病や負傷による療養諸費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費、傷病手当金など給付に要した支出でございます。

続きまして5ページでございます。

款3　国民健康保険事業費納付金の支出済額は20億6936万2371円で、国民健康保険の財政運営の都道府県単位化に伴う大阪府への納付金でございます。

款4　財政安定化基金拠出金の支出はございませんでした。

款5　保健事業費の支出済額は6998万2817円でこの主な経費は、特定健康診査や特定保健指導、人間ドック受診費用の助成などに要した経費でございます。

続きまして、款6　基金積立金の支出済額は1億円で、国民健康保険財政調整基金積立金

でございます。

款7　公債費の支出はございませんでした。

款8　諸支出金の支出済額は1094万439円で、こちらは国民健康保険料の還付金、並びに令和4年度の保険給付費等交付金の実績報告に基づきました交付額の確定により超過交付額を府へ返還を行ったものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

款9　予備費につきましても支出はございませんでした。

以上により歳出合計は、69億2751万1894円でございました。

続きまして、歳入について説明申し上げます。恐れ入りますが、資料の方はお戻りいただきまして、2ページをお願いいたします。表の右から3番目の項目をご覧ください。

初めに、款1　国民健康保険料でございます。

収入額は13億3722万3508円でございます。

款2　一部負担金につきましては、収入がございませんでした。

款3　使用料及び手数料の収入額は45万1453円で、こちらは督促手数料の収入でございます。

款4　の国庫支出金の収入額は52万円で、国の制度改正等に伴う支出に対し、国から交付されたものでございます。

款5　府支出金の収入額は、46億8677万6496円で、大阪府老人等医療費助成事業に係る補助金、医療費の給付等にかかる普通交付金、および保険者努力支援金等の特別交付金として、大阪府より交付されたものでございます。

款6　財産収入の収入額は、収入がございませんでした。

款7　繰入金の収入額は、8億763万8322円で、こちらは保険基盤安定制度に基づく保険料軽減分並びに保険者支援分の繰入金や、職員の人件費や事務経費に対する職員給与費等繰入金、支給いたしました出産育児一時金に対する繰入金、保険財政安定化支援事業としての繰入金、未就学児均等割保険料減額に係る繰入金、その他保険料の減免などに対しまして、一般会計より繰り入れを受けたものでございます。

3ページをお願いいたします。

款8　繰越金の収入額は6億5733万9918円で、令和4年度の収支差引額を繰り越したものでございます。

款9　諸収入の収入額は1520万5282円で、延滞金、交通事故等の第三者行為による求償に伴う納付金、療養給付費不当利得の返納金などでございます。

款10　市債につきましては、収入はございませんでした。

以上、これら収入額の合計は75億515万4979円となったものでございます。

恐れ入りますがもう一度6ページへお戻り願います。

この結果、令和5年度国民健康保険特別会計決算は、収支差引額、5億7764万3085円の黒字となったものでございます。この黒字分につきましては、令和6年度の国民健康保険特別会計へ繰り越しさせていただいております。

続きまして7ページをお願いいたします。国民健康保険料の収納状況でございます。

上段から下段へかけまして「一般被保険者分」「退職被保険者等分」それらを合わせました「全被保険者分」となっております。

令和5年度の収納額につきましては、全被保険者分の現年分計で申しますと、調定額13億5363万5972円に対し、収入額12億8111万587円となり、収納率は94.64%でございました。

なお、令和4年度の収納率は94.07%でございましたので、0.57ポイント増加しております。

以上が令和5年度国民健康保険特別会計決算となります。

国保運営においては、社会保険の加入要件の拡大や、団塊の世代が後期高齢者医療制度へ移行しているなどの要因から被保険者数は減少傾向となっております。

また、若年層の人口減少などから年齢構成も高くなることが予測され、国保運営は厳しい状況が続くと思われます。

国保制度は国民皆保険制度の中核である公的医療保険であります。資格管理、保険給付、保険料の賦課・徴収においては、今後も引き続き適正かつ効率的な事務運用に努めてまいります。

また資料1でご説明しました、人間ドック助成事業の見直しなど市独自の保健事業を実施することで、市民の健康増進を行ってまいります。これらを適切に実施することで、安定的かつ持続可能な国保制度に資するものと考えております。

以上、簡単ではございますが、令和5年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての説明となります。

〇豊山　会長

はい、ありがとうございました。

説明が終わりました。皆様からご質問等はございませんか。

〇三宅　委員

三宅でございます。

ご説明ありがとうございます。

一点確認ですが、資料5ページ目、歳出の5番目の保健事業費のところです。当初予算額の3割ほど少ない数字で決算金額を確定しているようですけども、この保健事業費はご承知の通り特定健診ですとか特定保健指導、いわゆる医療費削減に直結する項目かと思うのです。この予算額の3割を下回った何か要因があれば教えてください。

〇濱口　保険年金課長代理

特定健診の受診率について60%を目指してほしいというふうに国の方から市の方へ言われておりまして、目標値を達成するということに対して取り組んでまいりますので、実際には藤井寺市の受診率は高いんですけれども、60%には届かなかったので、こちらの方の金額になっているものです。

〇三宅　委員

結局60%の目標に対して、結果はどれぐらいとなったのか教えてください。

〇濱口　保険年金課長代理

藤井寺市の受診率は大阪府内の2位になっておりまして、令和5年度で48.0%となっております。

〇三宅　委員

はいわかりました。ありがとうございました。

〇豊山　会長

他何かございますか。

〇赤阪　委員

先ほど三宅委員お話された保健事業費の2の1保健衛生普及費ですが、ご説明にあったらもう一度繰り返しになるかもしれませんけど、これ保健衛生普及費っていうのは普及する市側が何か活動されるわけですね。ということは、市が動けば、この予算は100%執行されるものというふうに解釈することができるのでしょうか？それとも何か別の要因があって、2300万に落ち着いたっていう結果なんでしょうか？

〇濱口　保険年金課長代理

こちらの方は国のヘルスアップ事業というのがありまして、交付金をもらいながらやっている事業になります。予算を組んだ時には、例えば委託料であれば、見積もり金額が上がってきますけれども、そこから業者に全ての事業について交渉させていただいて、予算を取ったときの見積もりの段階よりも交渉により減額させてもらっているものです。特定健診の受診勧奨をするにあたって、例えば3500人までやってくださいという当初の計画を立てます。そこからこちらの方で精査をいたしまして、この方は毎年受診に来られるので、この方は優先順位を低くしよう、あまり受けていない方を優先しよう、40代の方に受けてほしいので、40代の受診を強化しようということをします。最後に人数がかなり絞られることになります。また、こちらの方も訪問に回っていますので、訪問件数をたくさん行くと業者に委託する人数が減るということになりますから、その分がかなり減る要因となっております。

〇豊山　会長

よろしいですか。

他に何か質問ございませんか。

〇中辻　委員

今のお話の中で受診率が大阪府下で2位という話であったりとか、今の40代の方にどういうふうに働きかけてという話を伺った上でなんですけれど、大阪府で一律になってるじゃないですか、そのおかげで助かってる市町村があったりとか、上の方が支えてるような形になっている市町村があったりすると思うんですけど、藤井寺市ってこういう活動があった上で、どれぐらいの位置にいる状態なのかなっていうのが、お伺いできたら嬉しいなと思います。

〇濱口　保険年金課長代理

保険者努力支援制度という制度で保険者がどれだけ努力したかに応じて、その努力した分、交付金としてもらえるという仕組みがあります。藤井寺市は大阪府内では交付金がもらえているただ一つの市でして、特定健診の受診率は豊能町の方が高いんですけれども、規模として見た場合は、藤井寺市は優秀ということで、大阪府内でただ一つ、交付金がもらえる市となっております。

〇中辻　委員

ありがとうございます。

〇豊山　会長

すごいですね。そういったPRはしているのですか。

〇濱口　保険年金課長代理

アピールなどはしていました。

〇豊山　会長

他に質問はございませんか。

〇赤阪　委員

先ほど前期高齢者の話が出ていましたけれども、我々も国保の前期高齢者の皆さんの療養費を拠出させていただいているということで、補助させていただく立場でどうしても前期高齢者に注目してしまうのですけれども、まず全体の被保険者のうち前期高齢者の方が加入率に占める割合っていうのは何%くらいなのでしょうか。

〇濱口　保険年金課長代理

前期高齢者65歳から74歳の方が対象ですが、これ全体の比率で言いますと、6月時点で1万1686人の方が被保険者としておられます。そのうち39歳未満は26.9%でして、40歳から64歳の方が34.7%、65歳から74歳が38.4%となっています。

〇赤阪　委員

38.4%ですね。

保険給付費支出額45億円って出ているのですけれども、この保険給付費45億円の中で前期高齢者の方の保険給付費がいくらかっていうのはわかりますでしょうか。前もって細かい数字をお聞きしておけばよかったのかもしれないですけれども、後日でも全然構わないのですがお教えいただけますでしょうか。

〇福田　保険年金課長

資料を持ち合わせておりませんので、また改めて報告させていただきます。

〇赤阪　委員

合わせてですね、この収支で見たいので、例えばその前期高齢者の方々がお支払いになっている健康保険料がいくらか、要は一般的には65歳の人たちは払う金額よりも、その人たちが使う医療費の方が断然多い。それでは市の国保の財政がもたない。それで我々が何十億円も拠出をさせていただいていると、そういう仕組みになっているはずです。

そういう意味で保険料がどれぐらいで医療費がどれぐらいだったか教えていただければと思いました。

〇豊山　会長

それについては後日でよろしいですか。

〇赤阪　委員

さらに先ほど1人当たりの保険給付費の話が出ていたと思うのですが、市町村国保でも健康スコアリングレポートってあるんですか。

〇濱口　保険年金課長代理

ございます。1人当たりの金額ですがひと月あたりで申しますと、令和5年度が2万9588円で、令和6年度が3万697円です。参考までに、国は令和5年度で2万8443円で、令和6年度が2万8768円です。

先ほど、伸びが鈍化しているという話があったんですが、令和3年度から令和4年度、令和2年度から令和3年度でしたら、大体ひと月あたり2000円多くなっていて、それを12ヶ月掛けて、また被保険者数もかけるので、かなり金額が出てくるんですけれども、令和5年度から6年度にかけては1000円と伸びが鈍化しております。

〇赤阪　委員

1人当たりですと、当然極端な話0歳から74歳までってなるんですけども、一番たくさん発生させているのは、65歳から74歳の方だと思うので、そういう方だけ切り分けて抽出して、1人当たりの保険給付費を出されたり、分析されたりもされてるんでしょうか？

〇濱口　保険年金課長代理

分析しておりますが、今ちょっと資料として持っておりません。

〇赤阪　委員

ぜひそういう方々の保健事業に注力されるって、やっぱり一番抑制すべき大きな要素だと思うので岩盤層であることは確かですけども、そこを無視して通り過ぎることは多分できないと思います。

そこに気をつけなければ結局我々の拠出金もどんどん増えていくというメカニズムになってしまうので、ぜひよろしくお願いします。

〇豊山　会長

はい、他に質問ございませんか。

いいですか。

それでは無いようでございますので、本日の報告事項につきましては終了とさせていただきます。

今後も健全な国民健康保険財政の運営にご協力いただきますようお願いいたします。またせっかくの機会ですので、この他に皆様から何かご意見等ございますか。

〇赤阪　委員

市のホームページですが、マイナ保険証について我々も一生懸命やっているけれども、一応去年の12月2日で従来の保険証が廃止されました。一応暫定で1年間は有効となっていますが、基本の仕組みはもうマイナ保険証を使ってくださいとなっています。

我々も努力をしているのですが、藤井寺市のホームページを拝見していましたら、国民健康保険のページの中にマイナ保険証の項目がありまして、他にもいくつか項目があって、上の方には国民健康保険の手続などがずっと書いてあります。全部で26項目くらい掲載されているのですが、マイナ保険証の利用促進の話は最後の方に記載されているのです。今一番ホットなお話と思いますので、上の方に掲載場所を変えていただくことはできますでしょうか。

〇福田　保険年金課長

マイナ保険証に関しては、昨年12月から仕組みが変わっておりますので、市民の方や被保険者の方が興味もあり、またご不安に感じられている方も多いかと思いますので、今のご指摘をいただきまして、より目に留まりやすいように周知できるよう、検討してまいりたいと考えております。

〇豊山　会長

他に何かございますか。

それではご意見等もないようでございますので、以上で本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。

閉会にあたりまして、岡田市長からご挨拶をお受けいたします。

〇岡田　市長

改めまして、国保運営協議会の閉会にあたりまして、お礼のご挨拶を申し上げたいと思います。様々なご意見を頂戴いたしまして本当にありがとうございます。

先ほどご意見いただきましたマイナ保険証の普及の促進に関しましても、さらに市としても担当課で取り組みをしていきたいと思いますし、何よりもやはり被保険者の皆さんの健康保持と増進に繋がるような保健事業を進めてまいりたいとそのように考えております。それともう一つは国保事業の安定した運営です。そちらの方にも努力してまいりたいというふうにも考えておりますのでどうか引き続きまして、皆様方におかれましては、ご指導ご協力を賜りますようにどうかよろしくお願いいたします。

最後になりますけれども、本当に寒い日が続いておる中で、委員の皆さんにおかれましては健康にてご活躍を祈念申し上げまして、簡単ではございますけれども、お礼のご挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

〇豊山　会長

はいありがとうございました。

それでは本日の協議会の閉会に対しまして、私から一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本日は、委員の皆様方には大変お忙しいところ、本運営協議会にご出席いただき、また円滑な議事進行にご協力をいただき誠にありがとうございました。

委員の皆様方には益々のご健勝とご活躍をお祈り申し上げまして、閉会とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

午後２時５８分　閉会